

授業時数特例校制度に関するQ & A（学校・管理機関向け）

【制度の趣旨について】

- Q 1. 授業時数特例校制度はどのような趣旨で創設されたのか。
- Q 2. 授業時数特例校制度の活用により、具体的にはどのような学習内容を充実することを想定しているのか。
- Q 3. 複数の教科の授業時数を削減することや、複数の教科等について標準授業時数に上乗せして授業時数を配当することは可能か。
- Q 4. 授業時数特例校の対象外となる教科等について、標準授業時数に上乗せして授業時数を配当することは可能か。
- Q 5. 下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せする場合は、1割を超えてもよいのか。
- Q 6. 授業時数特例校に申請する場合、不測の事態等に備えたいいわゆる「余剰時数」を確保してはいけないのか。
- Q 7. 特別の教育課程において授業時数を配当するに当たり、留意すべき事項は何か。
- Q 8. 授業時数特例校において、例えば40分授業（小学校）や45分授業（中学校）のような取組を行っても構わないのか。
- Q 9. 授業時数特例校を活用し、新教科等を創設することはできるのか。
- Q 10. 教育課程特例校と授業時数特例校との違いは何か。両方に申請することは可能か。
- Q 11. 既に教育課程特例校の指定を受けているが、授業時数特例校に切り替えたい場合、どのような手続きを行えば良いか。
- Q 12. 小中一貫教育・中高一貫教育を実施する学校が教育課程の特例を活用する場合、授業時数特例校に申請する必要があるのか。

【申請・実施に当たって】

- Q 13. 授業時数特例校の新規申請・変更申請に先立つ保護者や地域への説明はどのように行うべきか。
- Q 14. 翌々年度以降からの特別の教育課程の実施・変更・廃止を希望する場合にも申請することは可能か。
- Q 15. 取組の終期を設定することは可能か。
- Q 16. 一つの管理機関が設置する複数の学校で、異なる／同一の特別の教育課程を編成・実施することを希望する場合、どのように申請すれば良いのか。
- Q 17. 一つの管理機関が設置する複数の学校のうち、一部の学校のみが授業時数特例校に申請することは可能か。
- Q 18. 一つの管理機関が、年に複数回申請をしても良いのか。
- Q 19. 特別の教育課程を編成する学校数が増える、減る場合、どのように対応すれば良いのか。
- Q 20. 年度の途中で特別の教育課程の内容を変更・廃止することは可能か。

【制度の趣旨について】

Q 1. 授業時数特例校制度はどのような趣旨で創設されたのか。

(答)

- 「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」(令和3年1月中央教育審議会答申)において、学年ごとの年間の総授業時数は確保した上で、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実に資するよう、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を創設する旨が提言されました。
- 授業時数特例校制度は、同答申での提言等を踏まえ、各学年の年間の標準授業時数の総授業時数を確保した上で、1割を上限として各教科の標準授業時数を下回って教育課程を編成し、これにより生じた授業時数を別の教科等に上乘せし、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実に資する取組の一層の推進を図る制度として新たに創設するものです。

Q 2. 授業時数特例校制度の活用により、具体的にはどのような学習内容を充実することを想定しているのか。

(答)

- 授業時数特例校制度の趣旨は、一部の教科等について授業時数を上乘せすることで、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実に資する教育課程編成の一層の推進を図るというものです。具体的には、例えば、学習指導要領に記載されている学習の基盤となる資質・能力の育成や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成等に繋げていただくことが考えられます。
- なお、いわゆる受験対策のみを目的として、特定の教科等の授業時数を増減させることは、制度の趣旨に沿うものではありません。

(参考1) 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成に関する学習指導要領上の記載

小学校学習指導要領 第1章 総則 第2 教育課程の編成

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

- (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

- (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

※中学校学習指導要領においても同趣旨の記載があります。

(参考2) 小学校学習指導要領総則編解説の付録6、中学校学習指導要領総則編解説の付録6においては、以下に示す現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容について、主要なものを記載しているところです。

伝統や文化に関する教育、主権者に関する教育、消費者に関する教育、法に関する教育、知的財産に関する教育、郷土や地域に関する教育、海洋に関する教育、環境に関する教育、放射線に関する教育、生命の尊重に関する教育、心身の健康の保持増進に関する教育、食に関する教育、防災を含む安全に関する教育

Q3. 複数の教科の授業時数を削減することや、複数の教科等について標準授業時数に上乗せして授業時数を配当することは可能か。

(答)

- 複数の教科の授業時数を削減することについては、それぞれの教科の標準授業時数の1割を超えない範囲で可能です。その際、削減により生じた授業時数を別の教科等に上乗せし、各学年の年間の標準授業時数の総授業時数は確保する必要があります。
- また、複数の教科等について標準授業時数に上乗せして授業時数を配当することについても可能です。

Q4. 授業時数特例校の対象外となる教科等について、標準授業時数に上乗せして授業時数を配当することは可能か。

(答)

- 授業時数特例校の対象外となる教科等(※)については、標準授業時数を下回って教育課程を編成することはできませんが、標準授業時数に上乗せして授業時数を配当することは、授業時数特例校の対象外となる教科等を含め、全ての教科等において可能です。

※ 授業時数特例校の対象外となる教科等

- ・ 小学校：特別の教科 道徳、外国語活動(第3、4学年)、特別活動
- ・ 中学校：音楽(第2、3学年)、美術(第2、3学年)、技術・家庭、特別の教

科 道徳、特別活動

- ・義務教育学校：音楽(第8、9学年)、美術(第8、9学年)、技術・家庭、特別の教科 道徳、外国語活動(第3、4学年)、特別活動、小中一貫教科等
- ・中等教育学校前期課程：音楽(第2、3学年)、美術(第2、3学年)、技術・家庭、特別の教科 道徳、特別活動、選択教科

Q5. 下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せする場合は、1割を超えてもよいのか。

(答)

- 授業時数特例校制度の活用により、下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乗せする場合、1割を超えて授業時数を配当することは可能です。
- ただし、その場合においては、授業時数の上乗せにより、①本制度の趣旨である教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成に資する学習や探究的な学習活動を充実することが必要であるとともに、②教育課程全体を見渡したバランス、③学習する児童生徒や指導にあたる教師の負担にも配慮いただくことが重要です。

Q6. 授業時数特例校に申請する場合、不測の事態等に備えたいいわゆる「余剰時数」を確保してはいけないのか。

(答)

- 授業時数特例校制度は、学年ごとに標準として定められた総授業時数を確保した上で、各教科の授業時数について、1割を上限として下回って教育課程を編成することを特例的に認める制度であり、いわゆる「余剰時数」の有無を問うものではありません。
- なお、編成した教育課程に加え、不測の事態等に備え確保されているいわゆる「余剰時数」を設定するかどうかは各学校の判断によりますが、不測の事態に備えることのみを過剰に意識して標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はない旨、各種通知(※)において、お示ししているところです。

※ 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長通知)等

Q 7. 特別の教育課程において授業時数を配当するに当たり、留意する事項は何か。

(答)

- 各教科等の学習指導要領「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における授業時数の配当に関わる記載に十分配慮して、授業時数の配当を行ってください。
- 中学校社会科については、各分野に配当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野 100 単位時間とされており、それを下回る場合にはそれぞれ 1 割を上限としてください。
- 小学校及び中学校国語科の各学年における〔思考力、判断力、表現力等〕の「A 話すこと・聞くこと」及び「B 書くこと」に関する指導並びに〔知識及び技能〕の書写の指導並びに小学校体育科の内容の「G 保健」に関する指導については、それぞれに配当する年間の授業時数を示しており、特別の教育課程を編成するに当たっても、年間の標準授業時数に占めるそれらの割合をおおむね維持してください。
- 中学校保健体育科の保健分野の指導については、3 学年間に配当する授業時数を示しており、特別の教育課程を編成するに当たっても、3 学年間の標準授業時数に占める割合をおおむね維持してください。また、中学校保健体育科の体育分野の内容の「A 体づくり運動」に関する指導については、各学年で 7 単位時間以上を、「H 体育理論」については、各学年で 3 単位時間以上を配当してください。

(参考) 小学校学習指導要領「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における授業時数の配当に関わる主な記載

- ・ 国語
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (4) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A 話すこと・聞くこと」に関する指導については、意図的、計画的に指導する機会が得られるように、第1学年及び第2学年では年間 35 単位時間程度、第3学年及び第4学年では年間 30 単位時間程度、第5学年及び第6学年では年間 25 単位時間程度を配当すること。その際、音声言語のための教材を活用するなどして指導の効果を高めるよう工夫すること。
 - (5) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B 書くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間 100 単位時間程度、第3学年及び第4学年では年間 85 単位時間程度、第5学年及び第6学年では年間 55 単位時間程度を配当すること。その際、実際に文章を書く活動をなるべく多くすること。
 - 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。
 - カ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。
 - (ウ) 毛筆を使用する書写の指導は第3学年以上の各学年で行い、各学年年間 30 単位時間程度を配当するとともに、毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導すること。
- ・ 社会
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。
- ・ 図画工作
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (4) 第2の各学年の内容の「A 表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。
- ・ 家庭
 - 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(2) 第2の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に相当する授業時数及び各項目の履修学年については、児童や学校、地域の実態等に応じて各学校において適切に定めること。(後略)

・体育

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (3) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2学年間で8単位時間程度、また、第2の第5学年及び第6学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2学年間で16単位時間程度とすること。
- (4) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「G保健」(以下、「保健」という。)については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を相当すること。

(参考) 中学校学習指導要領「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」における授業時数の配当に関わる主な記載(授業時数特例校の特例の対象となる教科等に限る。)

・国語

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (4) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「A話すこと・聞くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間15~25単位時間程度、第3学年では年間10~20単位時間程度を相当すること。その際、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- (5) 第2の各学年の内容の〔思考力、判断力、表現力等〕の「B書くこと」に関する指導については、第1学年及び第2学年では年間30~40単位時間程度、第3学年では年間20~30単位時間程度を相当すること。その際、実際に文章を書く活動を重視すること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 〔知識及び技能〕に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。
 - ウ 書写の指導については、第2の内容に定めるほか、次のとおり取り扱うこと。
 - (イ) 書写の指導に相当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること。

・社会

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (3) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に相当する授業時数は、地理的分野115単位時間、歴史的分野135単位時間、公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

・理科

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (2) 各学年においては、年間を通じて、各分野におよそ同程度の授業時数を相当すること。その際、各分野間及び各項目間の関連を十分考慮して、各分野の特徴的な見方・考え方を総合的に働かせ、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を養うことができるようにすること。
- (3) 学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。その際、問題を見だし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などが充実するようにすること。

・美術

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (5) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも、各事項において育成を目指す資質・能力の定着が図られるよう、適切かつ十分な授業時数を確保すること。

・保健体育

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (2) 授業時数の配当については、次のとおり扱うこと。
 - ア 保健分野の授業時数は、3学年間で48単位時間程度相当すること。
 - イ 保健分野の授業時数は、3学年間を通じて適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう考慮して配当すること。
 - ウ 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当すること。その際、体育分野の内容の「A体づくり運動」については、各学年で7単位時間以上を、「H体育理論」については、各学年で3単位時間以上を配当すること
 - エ 体育分野の内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域の授業時数は、それらの内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。

Q8. 授業時数特例校において、例えば40分授業(小学校)や45分授業(中学校)のような取組を行っても構わないのか。

(答)

- 各学校における教育課程の編成に当たっては、小学校で45分、中学校で50

分を1単位時間とした上で、その1単位時間に年間の総授業時数を掛け合わせた分数を確保することが必要であり、この点は授業時数特例校においても同様です。

- その際、実際の授業の1コマの時間をどのように設定するかは、児童生徒や各学校の実態に応じて御判断いただくものであり、40分授業（小学校）や45分授業（中学校）を行うことは差し支えありません。

Q 9. 授業時数特例校を活用し、新教科等を創設することはできるのか。

（答）

- 授業時数特例校は、学習指導要領に定められた教科等の中で授業時数の変更を認める制度であり、新教科等を創設することはできません。
- 特定の教科の授業時数を削減し、その授業時数を新教科等の授業時数に充てる特別の教育課程を編成したい場合は、教育課程特例校への申請が必要です。

Q 10. 教育課程特例校と授業時数特例校との違いは何か。両方に申請することは可能か。

（答）

- 教育課程特例校制度及び授業時数特例校制度は、いずれも学校や地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために特別の教育課程を編成することを認める制度です。
 - 授業時数特例校制度は、学年ごとに定められた各教科の標準授業時数について、1割を上限として下回って教育課程を編成する特例を認め、下回ったことによって生じた授業時数を別の教科等の授業時数に上乘せする制度であり、申請時期を通年とし、学校評価や学校関係者評価、管理機関による報告を不要とするなど、手続の効率化・簡素化を図っています。
 - 一方、授業時数特例校で認められる特例以外の特例（※）による特別の教育課程を編成・実施したい場合には、教育課程特例校に申請し、指定を受けることが必要であり、授業時数特例校と教育課程特例校の両方に申請することはできません。
- （※）例えば、既存教科等の組み換えによる独自の教科等の新設、英語による教育（いわゆるイメージ教育）など

Q 1 1. 既に教育課程特例校の指定を受けているが、授業時数特例校に切り替えたい場合、どのような手続きを行えば良いか。

(答)

- 教育課程特例校の指定を受けている学校が、授業時数特例校に切り替える場合、教育課程特例校の廃止申請及び授業時数特例校の指定申請を行ってください。

Q 1 2. 小中一貫教育・中高一貫教育を実施する学校が教育課程の特例を活用する場合、授業時数特例校に申請する必要があるのか。

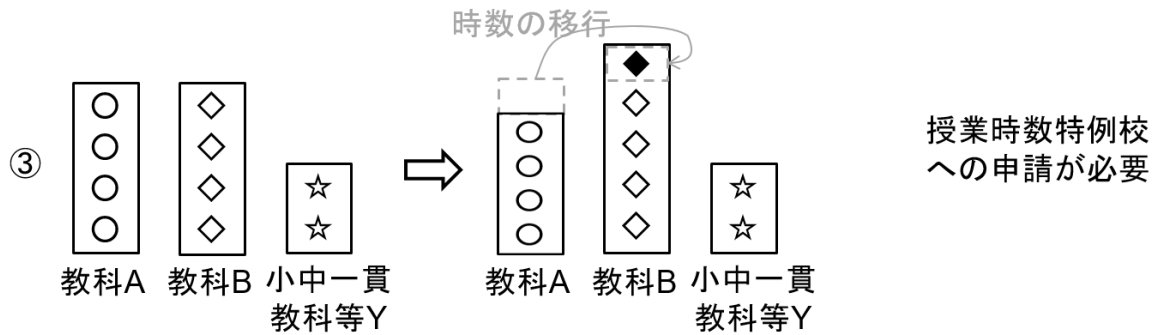
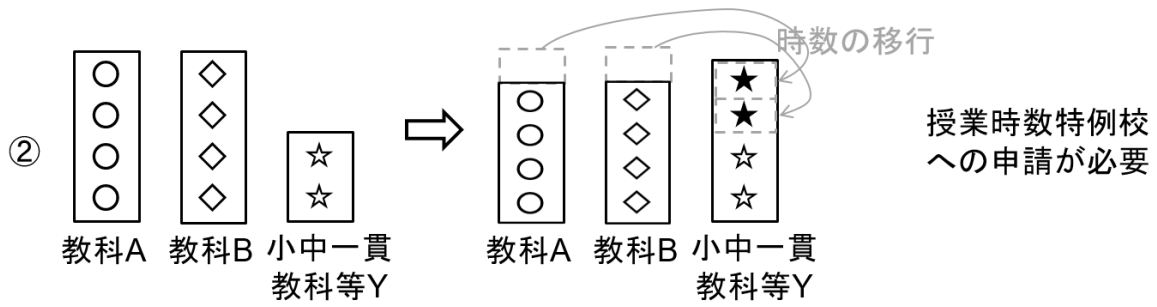
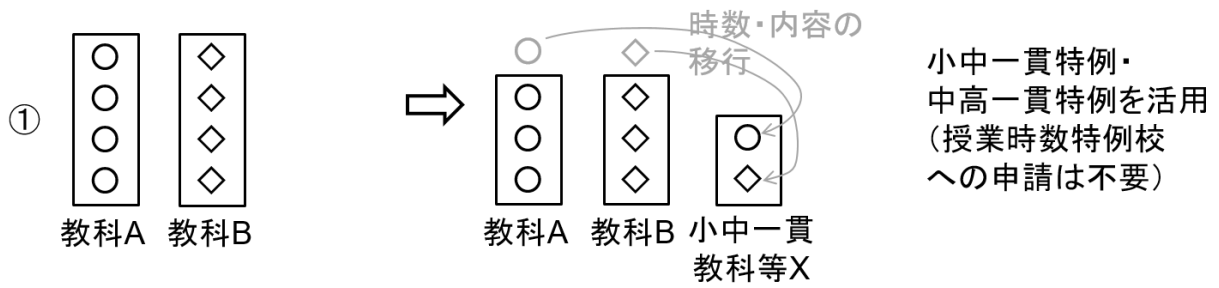
(答)

- 義務教育学校、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校、中学校連携型小学校、小学校連携型中学校、中等教育学校、併設型中学校又は連携型中学校においては、文部科学省告示(※)に基づき、各教科等(中等教育学校、併設型中学校及び連携型中学校においては各教科。以下同じ。)の授業時数を減じ、その減ずる時数を当該各教科等の内容を代替することのできる内容の小中一貫教科等(中等教育学校、併設型中学校及び連携型中学校においては選択教科)に充てることが可能です。この教育課程の特例を使用する場合、授業時数特例校への申請は不要です。(次ページイメージ図の①)

(※)・中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成28年文部科学省告示第54号)

- ・義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成28年文部科学省告示第55号)
- ・中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成10年文部科学省告示第154号)
- ・連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件(平成16年文部科学省告示第61号)

- ただし、各教科の内容事項はそのままその教科で取り扱いつつ、各教科の授業時数を減じ、その減ずる授業時数を小中一貫教科等に上乘せし、小中一貫教科等の内容の充実を図る(授業時数を減じた教科の内容の代替は行わない)場合には、授業時数特例校への申請が必要です。(次ページイメージ図の②)
- また、小中一貫教科等以外の教科間で、1割を上限として各教科の授業時数を下回って教育課程を編成し、下回ったことによって生じた時数を別の教科等の授業時数に上乘せする場合も、授業時数特例校の申請が必要です。(次ページイメージ図の③)



○、◇、☆は、内容事項を表す。

【申請・実施に当たって】

Q 1 3. 授業時数特例校への申請に先立つ保護者や地域への説明はどのように行うべきか。

(答)

- 申請に当たっては、申請を予定している特別の教育課程の内容（特別の教育課程の編成の方針及び文部科学省の定める様式に沿った教育課程表）を事前に保護者及び地域住民その他の関係者に説明するものとしています。
- その際、保護者への説明については、例えば保護者会やPTAの会合での説明、学校だよりの配布などにより、当該学校に通学する児童生徒の保護者に説明することが考えられます。また、地域住民等への説明については、例えば学校評議員への説明、学校運営協議会における協議、地域向け情報誌への掲載などにより、当該学校の通学区域に在住する住民等に説明することが考えられます。
- もしくは、学校のウェブサイトに掲載することで、広く保護者及び地域住民等に対して情報提供し、説明責任を果たすことも可能です。

Q 1 4. 翌々年度以降からの特別の教育課程の実施・変更・廃止を希望する場合にも申請することは可能か。

(答)

- 可能です。様式の該当箇所において、特別の教育課程の開始（変更・廃止）年度を入力してください。

Q 1 5. 取組の終期を設定することは可能か。

(答)

- 授業時数特例校制度において、取組の終期は設けておりません。したがって、取組を終了する際は、終了する前年度の12月31日までに変更又は廃止申請を行ってください。

Q 1 6. 一つの管理機関が設置する複数の学校で、異なる／同一の特別の教育課程を編成・実施することを希望する場合、どのように申請すれば良いのか。

(答)

- 申請書は、学校ごとに作成することが原則であり、学校によって異なる特別の教育課程を編成・実施する場合は、それぞれ別の申請書に記載してください。

- ただし、複数の学校において、同一の特別の教育課程を編成して実施することを希望する場合（例えば、市内全ての小学校で同じ取組を実施する場合など）、特別の教育課程について同一の内容変更を希望する場合、一度に複数の授業時数特例校の廃止を希望する場合には、実際の手続上の便宜を考慮し、複数の学校分をまとめて申請を行うことが可能です。その場合、様式の別紙において、学校名の一覧を記載してください。

Q 1 7. 一つの管理機関が設置する複数の学校のうち、一部の学校のみが授業時数特例校に申請することは可能か。

(答)

- 可能です。

Q 1 8. 一つの管理機関が、同一年度に複数回申請をしても良いのか。

(答)

- 域内の一部の学校について申請を行った後、追加で域内の他の学校についても申請を行う場合、同一年度に複数回の申請を行うことも考えられます。ただし、一つの管理機関が行う申請は、可能な限りまとめて申請を行うよう努めてください（都道府県教育委員会又は知事部局において、申請期限を独自に設定することも考えられます。）。

- なお、既に指定を受けている学校における特別の教育課程について、年度の途中に変更もしくは廃止を行うことについては、Q 2 0を参照ください。

Q 19. 特別の教育課程を編成する学校数に変更になる（増える、減る）場合、どのように対応すれば良いのか。

（答）

- 域内において既に授業時数特例校の指定校があり、同内容の取組を他の学校でも始める場合、変更の申請ではなく、新たに取り組を始める学校についての新規指定の申請を行ってください。また、複数の学校が同一の特別の教育課程を編成・実施している場合に、一部の学校のみで授業時数特例校を廃止する場合、変更の申請ではなく、廃止する学校についての廃止の申請を行ってください。
- 学校の新設や統廃合が行われる場合も同様です。新設や統廃合が行われる前年度の12月31日までに、新規申請及び廃止申請を行ってください。

Q 20. 年度の途中で特別の教育課程の内容を変更・廃止することは可能か。

（答）

- 授業時数特例校においては、年度当初に編成した特別の教育課程を着実に実施いただくことが求められており、年度の途中で特別の教育課程の変更・廃止はできません。
- ※ なお、不測の事態により年度当初に編成した特別の教育課程に定める授業時数を下回った場合の取扱いは通常の学校と同様となります。
- 特別の教育課程を変更・廃止することを希望する場合は、変更・廃止を希望する年度の前年度の12月31日までに申請を行ってください。